小さな保育士さん

市木保育所に、御浜中学校の生徒が職場体験学習に訪れました。

広報みはま

2005 No 439 11

平成17年11月1日発行

今月の主な内容

2▶3　御浜町議会議員選挙／職員の接遇マニュアル
4▶5　シリーズ 新しいまちづくり
6▶7　決算
8▶9　年金だより／税務署だより／メールボックス鵜殿署／保健だより
10▶11　情報のコーナー／一冊の本・新刊案内
12▶13　宝くじ助成／男女共同参画推進講演会／秋の全国火災予防運動／ファインダーの向こう側
14▶15　写真でつづる運動会
16▶17　ふれあい交差点／広報文芸／はじめまして／健康逸品この一品／人を大切にするまちづくり

御浜町議会議員選挙

11月13日(日)

投票日

御浜町議会議員選挙は、平成17年11月8日（火）に告示、11月13日（日）に投票が行われます。この選挙は、私たちの代表12人を選ぶ大切な選挙です。棄権せずに投票しましょう。

※今回の選挙から、議会議員の定数が、現在の15人から12人に削減されます。

日　　程　　は

【告　示】11月　8日（火）
【投票日】11月13日（日）午前7時～午後8時
※ 第1投票所（片川公民館）のみ午後7時まで

期日前投票は11月9日（水）から

投票日に、仕事や外出等で投票できない人は、期日前投票ができます。期日前投票の手続きは簡単で、印鑑も必要ありません。ただし、入場券については、本人確認のため、ご持参ください。

【期　間】11月9日（水）～11月12日（土）
【時　間】午前8時30分～午後8時
【場　所】役場本庁1階　第1会議室

投票所入場券は11月8日（火）に郵送予定

入場券は、11月8日（火）に各世帯に郵送する予定です。投票日が近づいても届かない場合は、お問い合わせください。万一紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

開票は午後9時から

即日開票します。開票は、午後9時から、役場3階くろしおホールで行います。

†問い合わせ先†　選挙管理委員会（総務課内）　☎3―0505（担当　辻（つじ）・鈴木（すずき））

私たち職員の接遇マニュアル

5 電話応対

其の4

5 電話応対

見えなくても常にスマイル

電話に出る職員は、すべて役場の代表者です。先方からは見えないからといって、不愉快な思いをさせる電話応対では役場全体のイメージダウンにつながってしまいます。

見えないからこそていねいに、そして常にスマイルで、感じのよい電話応対を心がけるようにしましょう。

出るときは所属名と自分の名前を

電話に出るときは、所属名と一緒に自分の名前を名乗りましょう。お客様にていねいな印象を与えるとともに、自身の電話応対にも責任感が出てきます。内線・外線の区別なく名乗りましょう。

あいさつします

朝であれば「おはようございます」、関係する機関等とのやり取りであれば「いつもお世話になっております」、電話を切るときは「失礼いたします」「ごめんください」といったあいさつの言葉を入れるだけで、やわらかい印象を与え、話しやすい雰囲気になります。

電話のかけ方

(1)準備
●相手の役職、氏名を確認
●用件を整理し、資料を準備

(2)相手が出たら
「おはようございます。御浜町役場○○課の△△と申します。」「□□様のお宅でしょうか。」

(3)取り次ぎ依頼
◆相手が分かっている場合
「御浜町役場○○課の△△でございます。□□の件についてお電話いたしたのですが。」
◆相手が不明の場合
「お忙しいところ申し訳ございません。私、御浜町役場○○課の△△と申しますが、□□の件についてお電話いたしたのですが。」
●用件は、要領よく、簡潔に
●最後に要点を復唱し、確認する。

(5)電話を切る
基本的に電話をかけた方から受話器を置く。(受話器を置くときは、静かに)

電話の受け方

(1)心の準備
電話応対では常に自分が職場の窓口(代表)であることを確認しておく。

(2)準備
電話の側にはメモ用紙と筆記用具を用意しておく。電話が鳴ったら、2~3回で出る。(それ以上ベルが鳴ったら、「お待たせいたしました。」の一言を)

(3)電話応対
「はい(おはようございます)。御浜町役場○○課の△△でございます」
※「もしもし」は使わない。
※相手が名乗らない場合「恐れ入りますが、どちらさまでしょうか。」
◆自分で応対する場合
5W1H(Who「だれが」・What「何を」・When「いつ」・Where「どこで」・Why「なぜ」・How「どのように」)の要領でメモを取りながら正確に用件を聞く。最後に要点を復唱する。
◆取り次ぐ場合
「課長の○○でございますね。少々お待ちください。」
(内部の人間には敬称を付けない。)

(4)応対終了
相手が受話器を置いたのを確認してから受話器を置く。

電話の取り次ぎ方

◆取り次ぐ職員が不在の場合
「申し訳ございません。○○はただいま外出しております。」「△時に戻る予定になっておりますが、もし私でよろしければご用件を承りましょうか?」
◆「伝言をお願いします」と言われたとき
用件を伺い、復唱してから「私、○○課△△が承りました。」
◆「戻ったら電話をお願いします」と言われたとき
「恐れ入りますが、お電話番号をお願いいたします。」電話番号を復唱し、「私、○○課△△が承りました。」
◆「再度、電話します」と言われたとき
「申し訳ございません。○○は△時ごろ戻りますので、よろしくお願いいたします。」

4ヶ月にわたり「接遇ハンドブック」を掲載させていただきました。職員の応対でご不満なことがございましたら「接遇110番(☎3-0505)」までご連絡ください。

「新しいまちづくりの指針」の実施プラン「事務事業見直し編」（中間報告）がまとまりました

昨年11月から取り組んできました「新しいまちづくりの指針」の策定について、その実施プランである「事務事業見直し編」の主要項目の中間報告がまとまりました。今回はその概要についてお知らせいたします。

この指針は、今後の行政のあり方やまちづくりについての考え方の方向性を示そうとしているもので、「住民が主役のまちづくり」を基本目標に、「行政運営の健全化（行政改革）」「住民自治の確立」「地域課題の対応（安心・安全の確保）」の３つの基本方針で構成しています。「事務事業見直し編」についても、これらの基本方針に沿った形でまとめています。

今回の中間報告は、あくまでも原案、検討資料であり、今後、この内容を基に、住民の皆様への説明、あるいは懇談をしながら、できるだけ早い時期に、新しいまちづくりへの取り組みについてまとめ上げていきたいと思います。

1 「行政運営の健全化」

行政サービスの見直しや再編を図ります

＊〔　〕内は実施年度

(1) 行政改革の推進

①人件費の抑制

▼特別職
・報酬を、町長は５％、収入役・教育長は４％削減〔17年度〕
・平成18年度以降の削減も検討中

▼議　員
・定数を15名から12名に削減〔17年度〕
・報酬を、議員（議長、副議長を除く）は4.8％削減〔17年度〕

▼一般職
・定員の見直し（職員数の削減）、諸手当の削減〔17年度〕
・平成18年度以降の削減も検討中

②組織・機構の再編

▼事務事業の見直しにあわせ、役場組織の再編を実施〔18年度〕

▼支所・連絡所
・尾呂志支所、神志山連絡所、町民サービスセンターの廃止〔18年度〕

▼保育所
・尾呂志保育所、神木保育所を廃止〔18年度〕

▼学　校
・適正な学校規模を考慮した統廃合の検討を開始〔17年度〕

③公共施設の統廃合

④負担金・補助金等の整理合理化

▼負担金・補助金の支出に対するルールの明確化〔18年度〕

▼負担金、補助金の総額抑制〔18年度〕

⑤税収入の確保

▼徴収率（現在84.5％）の向上に向けての徴収体制を強化〔18～20年度〕

⑥受益者負担の適正化

▼保育料
・町独自の基準で設定している保育料を、国基準に準じて改定〔18年度〕

▼下水道使用料
・町独自の基準で設定している下水道使用料を、全国平均、県平均を基準とした使用料に改定〔18年度〕

▼その他使用料等
・受益者負担のルールを統一化し、適正な使用料等を徴収〔18年度〕

(2) 財政の健全性の確保（新規）

▼厳しい財政状況への取り組みとして、「財政収支見通し」及び「財政健全化計画」を策定〔17年度〕

(3) 新たな広域連携

①近隣市町との連携強化

▼新たな事務事業についての共同処理を検討

②県との新たな連携

▼特定行政分野（保健・医療・福祉分野）での連携〔17年度〕

2「住民自治の確立」
住民主体の地域づくりを進めます

(1) 自治意識の高揚

①自治意識の啓発（新規）
▼講演会、勉強会を通じた意識啓発活動の実施〔17～20年度〕
▼区、自治会等のコミュニティ活動への側面支援〔17～20年度〕
▼ボランティア、NPO団体等の新たな公共領域の担い手との連携〔17～20年度〕

②まちづくり基本条例（仮称）の制定（新規）
▼住民と行政の協働によるまちづくりをめざし、住民自治の進め方のルールを定めた条例の制定〔18～19年度〕

(2) 地域内自治の推進

①住民自治組織設置の推進（新規）
▼区や自治会などの活動状況調査の実施〔17年度〕
▼地域の既存組織（区・自治会等）を尊重しながら、町内に4～6つの住民自治組織を設置〔18～19年度〕

(3) 情報の公開と共有化

①情報公開制度の充実
▼情報公開制度における情報開示範囲の拡大〔19年度〕
▼パブリックコメント制度（政策の立案過程における趣旨や内容等を公表し、住民の意見を考慮した意思決定を行う仕組み）の導入（新規）〔18年度〕
▼条例改正、職員研修による、適正な個人情報の保護〔18年度〕

3「地域課題への対応」
安心・安全の確保に努めます

(1) 防災対策

①自主防災組織の育成・支援と防災教育
▼町内全域で自主防災組織を組織化〔18年度〕
▼自主防災組織ごとの避難マップ作成支援〔17～19年度〕
▼現行の総合防災訓練を廃止し、地域ごとの実践的な訓練へ移行〔18～19年度〕
▼地域ごとの研修会等の充実〔18年度〕
▼小・中学校における防災教育の充実と実践的な訓練の検討〔18年度〕

②公共施設の耐震化
▼公共施設の計画的な耐震補強の実施〔17～20年度〕

③災害対策本部体制の強化
▼組織における指揮系統・役割分担の明確化、職員研修・訓練等の実施等により、非常時に敏速、的確な行動ができる体制を整備〔17～18年度〕

(2) 健康づくりの推進

①健康づくり計画（仮称）の制定（新規）
▼現行の保健施策計画に基づき、「健康づくり計画（仮称）」を策定〔18年度〕

②健康づくり活動の支援
▼健康意識の高揚を図るため、運動や食事による健康づくりの普及啓蒙〔18～20年度〕
㋮講演会、健康イベントの開催、広報・パンフレットによる啓発等
▼区・自治会などの地域で取り組む健康づくり活動への支援〔18～20年度〕
㋮運動器具の貸与、アドバイザーの派遣等
▼世帯ごとに健康カルテの作成配付、記載指導の充実（新規）〔18～20年度〕
▼運動や食事についての健康相談（個別）の充実〔18～20年度〕

③疾病予防の充実
▼基本・がん・糖尿病等の各種健康検査の受診数の向上に向け啓発活動の強化〔18年度〕
㋮受診環境の充実（休日・夜間の健診実施等）、検診等による予防実績の分析・公表等

④保健・医療・福祉の総合相談窓口の設置（新規）
▼福祉健康センター内に「保健・医療・福祉」分野の総合相談窓口を設置〔18年度〕

「新しいまちづくり」の取り組みについての不明な点や、詳しく知りたい点等がございましたら、「御浜トーク」等の町の広聴制度をお気軽にご活用ください。
「まちづくり」に関する住民の皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています。電話、ファックス、メール、10月号の意見募集用紙など、どのような方法でも構いませんので、皆様の声をお聞かせください。

†問い合わせ先†
企画振興課まちづくり推進室　☎3―0507

決　算　（平成 16 年度）

平成 16 年度一般会計と特別会計の決算が、町議会 9 月定例会で認定されました。
決算の概要で町の財政状況をお知らせします。

◆ 一般会計の決算状況 ◆

歳入決算額	歳出決算額	差引額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額
52 億 1,594 万円	51 億 4,139 万円	7,455 万円	372 万円	7,083 万円

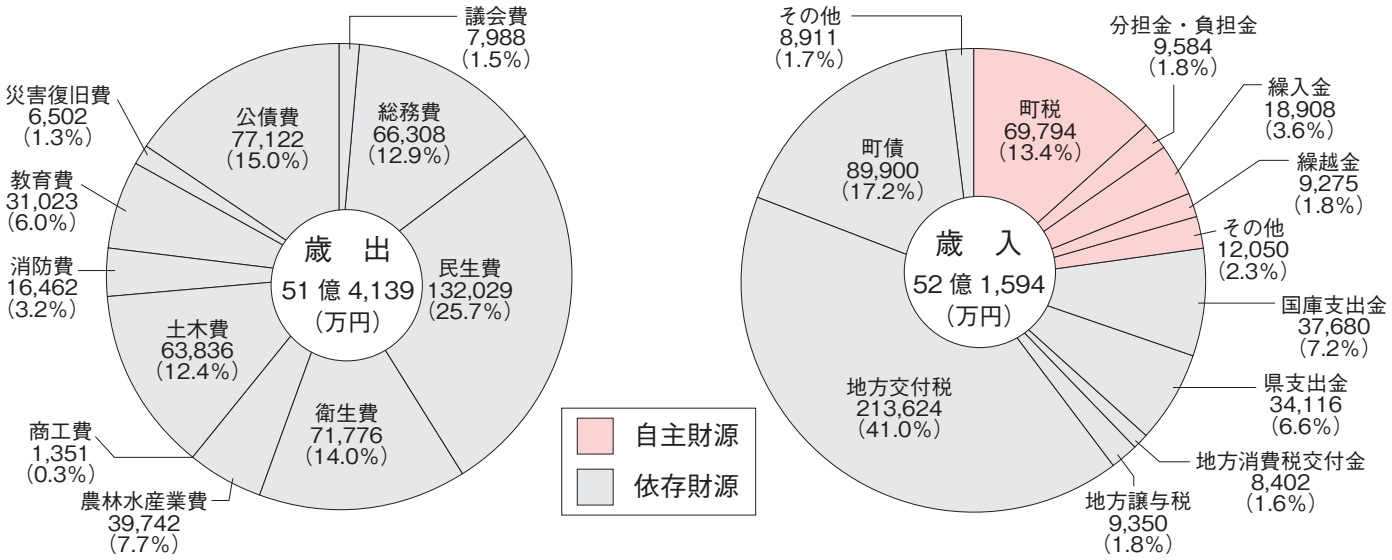

歳入総額は、52 億 1,594 万円で、主に志原保育所移転改築事業に充てた国庫支出金や地方債の増額などによる影響から、前年度に比べて 4 億 8,301 万円の増額となりました。

科目別の決算額の構成比率は、地方交付税 41.0%、町債 17.2%、町税 13.4%、国庫支出金 7.2%、県支出金 6.6%などとなっています。

歳出総額は、51 億 4,139 万円で、歳入に同じく、主に志原保育所移転改築事業費の増額などによる影響から、前年度に比べて 5 億 8,621 万円の増額となりました。

この決算から財政の状況を見てみると、町に入ってくる「お金」全体（歳入）に占める町税、分担金･負担金、施設使用料や事務手数料などの町が自主的に収入しうる「お金」(自主財源) の構成比率が 22.9%と低く、歳入の 8 割程度を自主財源以外の国や県などから交付されたり、割り当てられたりする「お金」や「借金」（依存財源）に頼らなければならない「構造的に財政力の弱い」状況となっていることが分かります。

このように大きく依存財源に頼った財政運営を余儀なくされている状況下で、現在、国の構造改革の柱の一つとして「三位一体の改革」と呼ばれる改革が進められており、御浜町の依存財源の大部分を占める地方交付税などについて、大幅な抑制が行われています。

町では、この改革の推進などにより、今後、町の行っている各種行政サービスの提供に必要とされる「お金」の確保が、難しくなると予想しています。

今回の決算からも、これらの町に入ってくる「お金」と、行政サービスに必要とされる「お金」のバランスが崩れつつあり、貯金（基金）の大幅な取り崩しによる財源確保を余儀なくされたという側面があります。

現在、「新しいまちづくりの指針」の実施プランのとりまとめなどを通じて、町の提供している各種の行政サービスの大幅な見直しやその経費負担の適正化などについて取り組んでいるところですが、これらの取り組みによって、町に入ってくる「お金」と、行政サービスに必要とされる「お金」のバランスを保つことが、緊急の課題と考えています。

◇ 基金残高の状況 ◇

基金（貯金）残高　：（注　財政調整・減債基金・その他特定目的基金の残高合計）
6億5,698万円　→　町民一人あたり 約6万4千円
：平成7年度に約18億円あった基金残高が、現在では約6億5千万円となっており、基金の取り崩しによる財源確保の限界が、近づいていると考えています。

◇ 地方債残高の状況 ◇

地方債（借金）残高　：（注　水道や下水道の整備に充てた借金を除いた残高合計）
58億1,019万円　→　町民一人あたり 約56万9千円
：地方債の借り入れにより、道路、学校、保育所などの施設整備が進んだという側面があるため、評価が難しい数値ですが、これら借金の返済にあてる財源（お金）が、今後、義務的な経費として必要となります。

◇ 特徴的な財政指標（経常収支比率）の推移 ◇

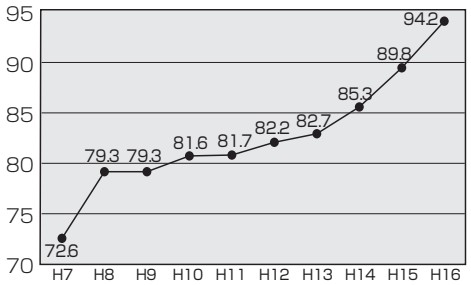

財政構造が弾力的か否か、財政の健全性が保持されているか否かの判断基準のひとつです。

歳出のうち収入の増減に係わりなく支出を迫られる経常的に支出しなければならない経費の占める割合 を指します。

一般的には75％程度が妥当とされていることを考えると、御浜町だけでなく全国の自治体で上昇傾向にあることを考慮したとしても、非常に高い水準にあり、財政の硬直化が危惧されます。

◆ 特別会計の決算状況 ◆

会　計　名	歳入決算額。	歳出決算額	差　引　額
国民健康保険	12億　32万円	11億　181万円	9,851万円
老人保健	12億3,205万円	12億3,819万円	△　614万円
下水道	1億6,945万円	1億6,548万円	397万円

◆ 水道事業特別会計（企業会計）の決算状況 ◆

区　分	収入総額	支出総額	差　引　額
収益的収支	2億3,081万円	2億6,016万円	△2,935万円
資本的収支	7億　708万円	7億5,632万円	△4,924万円

†問い合わせ先†　総務課 財政係　☎3―0505

メールボックス

鵜殿署

犯人逮捕にご協力を！
～懸賞金制度のお知らせ～

いまだ逃走中の、オウム真理教関係特別手配被疑者（平田信40歳、高橋克也47歳、菊池直子33歳）については、みなさんの情報が検挙に結びついた場合、民間で組織された「オウム真理教特別手配被疑者検挙のための懸賞広告実行委員会」から、手配被疑者一人あたり２００万円の懸賞金が支払われます。

詳しくは、鵜殿署、駐在所のポスター、公式ホームページ http://www.npa.go.jp/wanted/index.htm をご覧ください。

ストーカー被害やＤＶ被害の早期相談

警察では、ストーカー被害については、事案に応じて相手方への警告、被害者への援助、相手方の検挙等を行っています。

また、ＤＶ被害については、事案に応じて暴力の制止、被害者からの相談受理及び保護、加害者への指導警告、加害者の検挙等を行っています。

ストーカーやＤＶ被害に遭われている方は、一人で悩まず、警察総合相談電話　＃９１１０（携帯電話・ＰＨＳからも可）または鵜殿警察署生活安全課へご相談ください。

†問い合わせ先†
鵜殿警察署
☎０７３５―３３―０１１０

●税務署だより●

夫婦と税〈パートと税〉

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。（夫の合計所得が1,000万円〈給与収入で約1,231万円〉を超える年には受けることはできません。）

脱税は社会公共の敵

納税者自身による適正な申告と納税に支えられている申告納税制度を維持し、課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。このため、一般の税務調査のほかに、特に大口・悪質な脱税をした者に対しては、税金を納めさせるだけではなく、懲役または罰金という刑罰を科すため、査察調査という特別な調査を行っています。

†問い合わせ先†
尾鷲税務署 ☎0597－22－2222

年末調整、確定申告には社会保険料控除証明書を

金融だより

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となりますが、平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでした。しかし、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このために、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されることとなりました。証明内容は、本年1月から9月末日迄に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。年の途中から国民年金に加入した場合等、10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成17年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。年末調整又は確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書を添付等してください。

なお、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際、ご家族分の証明書も添付等する必要があります。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている問い合わせ先まで。

†問い合わせ先†
税務住民課くらしと相談係
☎３―０５１２（担当　南）

保健だより

No.299

正しいフォームで効果的なウォーキングを

歩くことは日常生活には欠かせない行為ですが、現代人は、さまざまな生活習慣や運動不足によって、人間本来の能力を生かした「正しい歩き方」のできる人が少なくなっています。

正しく歩くことができれば、からだに無理な負担が生じず疲れにくくなり、しかも効果的に有酸素運動を行うことができます。生活習慣病の予防や肥満の予防といった作用も期待できます。また、足を動かすことによって、全身の血流が促進され、大脳の働きを活性化するなど、認知症予防にも役立つことが近年の研究から少しずつ明らかになってきました。

Ⅰ 正しいフォームで歩く

ウォーキングの効果を高めるには、正しい歩き方をマスターすることが大切です。まず、普段正しく歩いているかをチェックしてみましょう。20ｍくらいのロープを直線に張るか、地面に直線を引き、それに沿って20ｍくらい先を見て（下を見ないで）歩いてみます。内股歩き、がに股歩きといったくせのある歩き方はしていませんか。自分の歩き方を見直し、バランスのとれた歩き方を身につけましょう。

正しいフォームで歩くためには、背筋を伸ばしておなかを引き締め、しっかりと膝を伸ばしてかかとから踏み出すことが大切です。歩幅を広めにとり、腕を曲げて元気よく振れば、リズミカルに歩くことができます。

Ⅱ 靴の選び方

足は午後になるとむくみがでて多少大きくなるので、購入する場合は、午後からお店に行くといいでしょう。

靴はかかと部分が斜めにカットされた「ランディングカット」のものがお勧めです。かかとをカットすることで衝撃を緩和し、滑らず安定した着地ができます。また、つま先から親指の付け根が適度に屈曲するもの、通気性がよく、むれにくい素材でできているものを選びましょう。

靴の重量は、自分の体重の約1～1．5％を目安とし、少し重めのものがいいでしょう。

■靴選びのチェックポイント

○靴のつま先に1㎝程度の余裕があるか
○立ったときに足の指が自由に動くか
○つま先立ちしても指が窮屈に感じないか
○くるぶしがあたらないか
○かかとは浮き上がらないか
○適度なクッション性が感じられるか

正しく歩くためのポイント

●目線はいつも10～15ｍ先を見ましょう
●ひじを軽く曲げ、腕をコンパクトに元気よく振ると早く歩けます
●呼吸は自然に、脚の動きに合わせて「吸う吸う」「吐く吐く」がいい

疲れてくると目線が下向きになり、姿勢は悪くなります。目の位置と同じ高さのものを目標にするとよいでしょう。荷物はできるだけ持たないようにし、両手を自由にしましょう。歩くスピードにあわせて「吸う吸う」「吐く吐く」、リズミカルに呼吸すると疲れません。

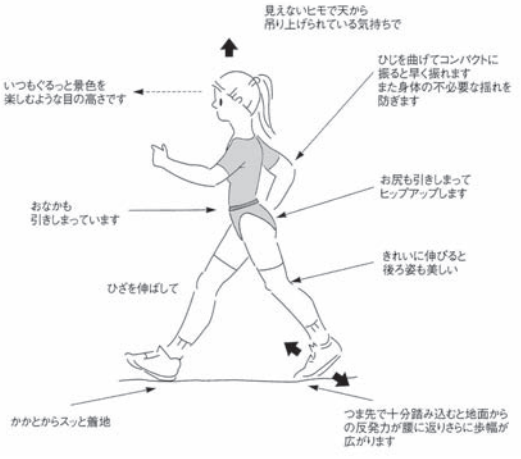

11月 季節カレンダー

旬を食べる ～さつまいも～

さつまいもの成分は炭水化物です。水分が多いため満腹感があるわりに低エネルギー。さらに豊富なビタミンCはでんぷんに包まれているので、加熱しても壊れにくいのが特徴です。食物繊維やカリウムも多く、また果肉の色の濃いものは、βカロチンが豊富です。

さつまいもの切り口から出る粘性のある白い乳液は、ヤラピンという樹脂成分。豊富な食物繊維と相まって便通をよくし、また健胃効果があるといわれています。ヤラピンは皮の近くに含まれているので、皮ごと食べると効果が期待できます。

このコーナーは、
身近な情報を
皆さんにお伝えする
コーナーです

役場本庁での窓口証明業務（戸籍・住民票・印鑑証明のみ）は
午後６時15分まで受付しています。（月～金）

紀南病院内科系日曜外来診療

診療時間　午前８時30分～午後５時15分

●●● 11月の担当医 ●●●	
6日	二村　昭　医師（相野谷診療所）
13日	大石 知実　医師（大石医院）
20日	平谷 一人　医師（荒坂診療所）
27日	谷口 智行　医師（谷口クリニック）
●●● 12月の担当医 ●●●	
4日	平谷　一人　医師（荒坂診療所）
11日	尾辻　啓　医師（尾辻内科クリニック）
18日	大石　知実　医師（大石医院）
25日	平谷　一人　医師（荒坂診療所）

便潜血反応検査による大腸がん検診

最近、日本でも生活様式の変化などから、大腸がんが増えています。大腸がんの早期発見のひとつの手がかりとして、便潜血反応検査があります。

御浜町では昨年と同様、町内医療機関にて便潜血反応検査による検診を行います。この機会にぜひ検診を受けましょう。

【期間】11月１日～12月28日
【対象者】40歳以上の住民
【検査項目】問診・免疫便潜血反応検査（ヒトヘモグロビン）２日法
【受診方法】ご希望の町内医療機関（大久保医院、尾呂志診療所、紀南病院、須崎医院、谷口クリニック）にて事前に専用容器を受け取り、２日間採便し、容器を受け取った医療機関へ提出してください。
【料金】６００円（70歳以上の方は無料）
†問い合わせ先†
福祉健康センター住民健康係
☎２―３８１１

身体障害者巡回相談

地理的、身体的事情等で来所困難な身体障害者の便宜を図るため、県の身体障害者更生相談所による巡回相談を行います。

【日時】12月８日（木）
受付…午後１時～２時
診察…午後２時～
【場所】紀南病院
【診察内容】
(1)**整形外科**
①手帳交付要否・障害程度変更の医学的判定（かかりつけ医師のいない場合や判定困難事例についての判定）
②補装具要否判定
(2)**耳鼻科**
①手帳申請のための診察は実施しません。
②補聴器の要否判定（ただし障害程度変更を要するものは行いません）
※事前の予約が必要です。
（予約締め切り11月18日㈮）
†予約・問い合わせ先†
福祉保健課
☎３―０５１５（担当　大家）

11月の納税期限

●固定資産税第４期
納期限11月30日（水）

納期限までに忘れずに納めましょう。
納税は便利で確実な口座振替をどうぞご利用ください。

海洋環境保全推進週間

未来に残そう青い海

11月１日（火）～７日（月）

●家庭のゴミを捨てる。
●排水口付近で魚がたくさん死んでいる。
●使用しなくなった船を放置したり、捨てたりする。

これらを見かけたら、通報をお願いします。
尾鷲海上保安部　☎０５９７―２５―０１１８

日本赤十字社資募金運動へのご協力

ありがとうございました

日本赤十字社資募金運動には、多くの皆さんのご理解とご協力により、１，５０３，７００円の社資をお寄せいただきました。皆さんに厚くお礼申し上げますとともに、今後とも日赤事業の充実と発展にご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この社資は日本赤十字社に送金させていただきました。ありがとうございました。

†問い合わせ先†　福祉保健課　☎３―０５１５（担当　大家）

農業所得の申告は収支計算で

農業所得の申告に用いられてきた水稲、転作田の農業所得標準は、平成18年分の確定申告から廃止されます。

これまで、農業所得標準を適用し、確定申告をされてきた方は、農業所得標準廃止後は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で農業所得を計算していただくことになります。

出荷伝票など収入金額の分かる書類と、領収書など必要経費の分かる書類を保存し、ノートなどに記録いただければ、比較的簡単に「収支計算」をすることができます。

ご不明な点は、尾鷲税務署（個人課税部門☎0597―22―2224）へお気軽にご相談ください。

†問い合わせ先†
税務住民課賦課係
☎3―0510

自衛隊生徒募集

防衛庁では、平成18年春採用の陸上・海上・航空自衛隊生徒を募集しています。

自衛隊生徒とは、自衛隊の最新ハイテク装備を扱う基幹エンジニアを養成するため、中学校卒業者を採用して十分な期間をかけて教育する制度です。特別職国家公務員として給与を受け取りながら学び、高校卒業資格も取得することができます。

【受験資格】中学卒業（見込含む）で17歳未満の男子
【受付期間】平成17年11月1日～平成18年1月10日
【試験日程】
●一次試験　平成18年1月14日（発表1月23日）
●二次試験　平成18年1月27日～30日（うち1日間）（発表2月21日）

†問い合わせ先†
自衛隊三重地方連絡部
熊野募集事務所
☎0597―85―2214

三重県最低賃金が「時間額671円」に改正決定

平成17年10月1日から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者を含む全ての労働者（ただし、産業別最低賃金が適用される労働者を除く）に適用されます。

†問い合わせ先†
三重労働局労働基準部賃金室
☎059―226―2108

女性相談

女性の抱える悩みや心配ごとについて、婦人相談員が相談に応じ、支援しています。

相談内容、個人の秘密は固く守ります。

【相談内容】
●夫婦、親子、親族間のこと　●結婚、離婚、異性関係のこと　●対人関係、金銭問題、健康等生活全般のこと　●夫や恋人などの親しい関係にある男女間の暴力（DV）

【相談場所】
〈火・木・金曜〉
三重県尾鷲庁舎2階
紀北保健福祉部福祉グループ
☎0597―23―3429
〈月・木曜日〉
紀南保健福祉部福祉グループ
☎0597―85―4101
※相談に来られる際は、事前にご連絡ください。

町図書館だより　新書のお知らせ

一冊の本

〈いい子〉じゃなきゃいけないの？

香山　リカ　著

電車に乗っていたら、となりの席に赤ちゃんを連れた若い母親が座りました。母親は、赤ちゃんの頭をなでながらさかんにこう言っています。

「いい子ねー、あなたは本当にいい子だねー」

まだことばはわからないはずの赤ちゃんも、母親にそう言われてとてもうれしそうにニコニコ笑っていました…。

おそらく、私たちの誰もがこの赤ちゃんと同じような体験をしているはずです。そして、親などの大好きなおとなに「いい子だねぇ」と頭をなでられたことは、私たちの心の奥に「いちばんいい思い出のひとつ」として残っているはず。〈いい子〉ということばくらい、子どもにとって言われて気持ちのよいことばはないのです。

みなさんだって、わざわざ親が見ているところでかたづけをしたり、本を読んだりしたことがあるでしょう。せっかく何かをするなら、親に「あら、いい子ね」と言ってもらったほうがいいからです。

これは、ずるいことでも悪いことでもありません。〈いい子〉と言われたい、そのためにちょっとした工夫や努力をするのは、ごく自然なことです。

（まえがきより）

新刊案内（中央公民館）

信長の棺
加藤　廣　著

天声人語
朝日新聞論説委員室　著

ダーチャのいのり
木崎　さと子　著

宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。
宝くじは、広く社会に
役立てられています。

自治宝くじ助成

尾呂志長寿の郷づくり協議会に備品を購入

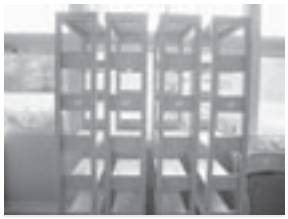

備　品　一　覧

品　　名	数量
ユニカール	5
ワイヤレスアンプ	1
有線マイク	1
ワイヤレスマイク	1
書架6段（セルビング）	4
パンフレットスタンド	1
机（折りたたみ）	8
折りたたみ椅子	24
展示用パネル（支柱含む）	2
プリンタ	1
グラウンドゴルフセット	1

御浜町では、平成17年度自治宝くじの助成を受けて、「尾呂志長寿の郷づくり協議会」の備品を購入しました。

秋の全国火災予防運動

11月9日から15日まで、「あなたです　火のあるくらしの見はり役」をスローガンに、秋の全国火災予防運動が実施されます。

予防運動期間中だけではなく、常に火災に対する意識を高め私達の大切な生命や財産を奪う火災を発生させないよう注意しましょう。

住宅防火　命を守る　7つのポイント

■3つの習慣

○**寝たばこ**は、絶対やめる。
○**ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○**ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
○寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎製品**を使用する。
○火災を小さいうちに消火するために、**住宅用消火器等**を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

†問い合わせ先†
熊野市消防本部予防課予防係　☎0597―89―0994

男女共同参画推進講演会

【日　　時】11月19日（土）
午後1時30分から（約1時間半）
【場　　所】中央公民館　3階研修室
【講　　師】中村　彰（なかむら　あきら）さん
〈メンズセンター運営委員長〉
【テ ー マ】「女と男のいい関係
～男性の視点から見た男女共同参画～」
【参加対象】どなたでも参加していただけます
【参 加 費】無料（ただし事前申込をお願いします）

「男女共同参画は女性の問題」って思っていませんか？本当は男性が生きやすい社会を作るためでもあるのです。男性の立場から、男女共同参画がどうして必要なのか、わかりやすくお話いただきます。

ぜひ多数の皆様のご参加をお待ちしております。

†申し込み・問い合わせ先†
教育委員会生涯学習係
☎3―0526（担当　畑中（はたなか））

歌とパフォーマンスで観客を沸かせた泉谷しげるさん

10/2 泉谷しげる アコースティックコンサート

教育委員会の自主文化事業「泉谷しげる　アコースティックコンサート」が、中央公民館で開催されました。

泉谷さんは、ギター１本で持ち歌を熱唱。観客をぐいぐい引き込み、終盤には皆総立ちで拳を振り上げるほど盛り上がったステージとなりました。

また、北海道や広島から訪れたという熱狂的なファンが、開場を待つ間、会場前で路上ライブを繰り広げる光景なども見られ、泉谷さんの人気ぶりがうかがえました。

揃いのはっぴを着て御浜音頭を踊る参加者

10/9 第７回 御浜町文化芸能まつり

日本民謡中鉢会による民謡

第７回御浜町文化芸能まつりが中央公民館で開催されました。町内の芸能団体の皆さんが日頃の練習の成果を発表し、その姿を一目見ようとたくさんの観客が訪れました。

また、第１部の終わりには、ステージ下に約 30 人が輪を作り、御浜音頭の総踊りを披露。会場全体が御浜の民俗芸能に包まれた瞬間となりました。

10/13 わがら元気塾 パッチワーク教室

わがら元気塾の自主講座「パッチワーク教室」が中央公民館でありました。この日は「スー（日よけ帽子をかぶった少女）のタペストリー作り」が行われており、約 20 人が受講しました。受講者は、難しいところは講師の先生に尋ねながら柄の違う小布を器用にはぎ合わせ、スーのパッチワークを施した壁掛けを完成させました。

ハギレを形にそって縫い合わせる受講生

写真でつづる 運動会

神志山小学校・神木保育所

パパ、三輪車がんばって！

足並みそろえてイチ、ニ、イチ、ニ

相手より先にロープをとった方が有利！

志原保育所

親子ガエルでピョンピョン

人間ピラミッドの完成

阿田和小学校

揺れるパンに悪戦苦闘

阿田和保育園

ヨーイドン。誰がかけっこ速いかな？

9月から10月にかけて、各小学校・保育所等で運動会が開催されました。どの運動会も天候に恵まれ、大勢の人がさわやかな空の下で汗を流しました。

子どもたちは、保護者たちの声援を受けながら走って踊って引っ張って、いろいろな競技を満喫。一般競技に参加したおとなの方たちも、たまに転んで土まみれになりながらも、童心に返って奮闘する姿が見られました。

かごをめがけて
「それっ入れ！」

尾呂志運動会

バトンをつなぐため一生懸命走るよ

先にゴールしたのはどっち!?

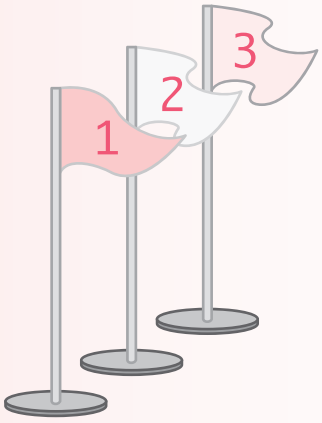

地区別対抗長縄跳びで
保護者もハッスル

ハードル越えもラクラク

御浜小学校

腕に力を入れてひっぱれ！

市木保育所

まっすぐ大玉転がせるかな？

あなたのページ

ふれあい交差点

総務課

身近な話題をお寄せください

行政係

御浜中学校２年生が職場体験学習

10月13～14日の２日間、御浜中学校の２年生が職場体験学習を行いました。これは、「職場体験を通して地域の人とふれあう中で、働くことの喜びや厳しさを学ぶ」「地元の産業を実際に体験することで、自分たちの住む町や産業を認識・理解する」「社会生活、商業生活を営む上での礼儀やルールを学ぶ」の３つを目的に行われているもので、今年は58人の生徒が、熊野市から新宮市までの20の企業や公共機関で学びました。

市木保育所で保育の仕事を体験したのは、佐古麻衣子さんと宇城麻実さん。「子どもが好きだから」という動機でこの職種を選んだという２人は、年長組・年中組・１歳児の保育を体験しました。すぐに園児とも打ち解け、一緒に散歩に出かけたり食事の手伝いをしたり、「おねえちゃん、遊ぼう」と声をかけられるなど、園児の人気者となっていました。

２日間の体験学習を終えた２人は、「楽しかったけど、子どもと遊ぶのは意外と大変だった」と少し疲れた顔ものぞかせていました。

園児の世話をする宇城さん（右）と佐古さん（左）

リサイクルセンターで作業する更家くんら３人

「リサイクルに興味があった」という動機でごみ収集の仕事を希望したのは、更家彰浩くん、岡村亮汰くん、福本洸くん。ごみ収集車に乗って町内を回ったり、リサイクルセンターで分別などの仕事を体験しました。「疲れたけど楽しかった。」「勉強になった。」等感想を語ってくれた３人、実りある体験となったようです。

広報文芸

みはま広報俳句九月抄

鹿垣に　古網張りる　島農家　七海　笑涙
月冴ゆる　もみがら山の　煙立つ　桧作　豊子
しらじらと　汀の波の　小望月　大川　青螺
漸くに　残暑解放　里の秋　和田　一潮
しだれ咲き　背丈にあまる　萩真白　中納　米子
かすか吹く　風を捉えて　こぼれ萩　山本　要子
宵闇に　ひびく櫂の音　御船島　後呂　智子
子連猪　闇にまぎれて　畑荒す　日浦とよ乃
読みかけの　本そのままに　夏終る　湊　貞
朝顔の　数減ってゆく　季節かな　谷口　希世
待宵や　なまけ心の　女来る　井奥　冨久子
この先に　友の墓あり　彼岸花　杉目　黄渓
心ある　団扇の風を　もらいけり　須川　行雄
蜩や　家の階段　手すりつく　榎本　宣子
台風の　逸れて予報に　膝を打つ　向井　春羊
四方閉ざす　仙人出そうな　霧襖　真砂　笑子
うたた寝や　蝿一匹が　夢を消す　尾崎喜美子
手花火を　三晩こぼして　孫帰る　中村　幸子
賜わりし　まだ穂の匂　今年米　濱浦　清

はじめまして

（平成17年８月１日～
31日届出分）

阿和

宇城　新奈（にいな）ちゃん
直訓さん・麻里さん

市　木

高木　直輝（なおき）くん
一さん・祥子さん

健康逸品 この一品

小あじの開きの天ぷら

材　料（4人分）

小あじ……8匹
ちくわ……4本
小麦粉……適量
卵……1/2個
水……適量
天ぷら油…適量
大根おろし
　大根……240g
　味付けなめたけ（ビン）……40g

作り方

①小あじは開き、骨とぜいごを除く。
②ちくわは半分に切る。
③天ぷらの衣を作り、小あじの開きとちくわを揚げる。
④大根をおろし、味付けのなめたけを加えて混ぜる。

メニュー提供：御浜町食生活改善推進協議会

～シリーズ～
人を大切にするまちづくり

教育委員会

●ご存知ですか？「差別をなくす強調月間」

三重県では11月11日から12月10日までの１ヶ月間を「差別をなくす強調月間」として、人権啓発活動を特に重点的に行っています。

さて、なぜ11月11日から12月10日までなのでしょうか？

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であることをうたった「世界人権宣言」が国連で採択されたのは１９４８年12月10日、そこで国連は12月10日を「人権デー」としました。わが国では人権デーまでの１週間（12月４日～10日）を「人権週間」とし、そして三重県は、人権デーまでの１ヶ月間を「差別をなくす強調月間」としたのです。

「人権」って、目に見えないものだからなかなか話題にしにくいかもしれません。でも「これって差別なのかな？」「私の人権って守られてないのでは？」と時々考えることはないですか？　誰もが「私は差別なんかしていない」って思っているでしょう。でも、自分の気づかないところで他の人を傷つけていることがあります。そういうことに「気づく」ことが差別をなくす第１歩です。

普段から人権について家族や周りの方とお話するのは難しいことかもしれませんが、この機会にぜひ話し合ってみませんか。そして、この期間に地域で開催される人権のつどいや講演会に、ぜひ参加してみてください。

10月1日現在の人の動き

人　口10,199人（＋11人）
男　4,755人（＋７人）
女　5,444人（＋４人）
世帯数　4,330戸（＋７戸）

あとがき

金木犀の香りがどこそかしこで漂い始めました。外の景色も緑から茶色に変わりだし、朝晩は寒さも覚えます。秋です▼秋は私のいちばん好きな季節。どこか物悲しい秋の空気に浸っていると、私の頭には某鉄道会社のキャッチコピー「そうだ、京都へ行こう」のフレーズが、サウンドオブミュージックのBGMに乗って浮かんできます。美しい古都の紅葉が恋しくなります▼秋の行事も一段落つく11月下旬頃がチャンス。人の混雑は否めませんが、紅葉はいちばん見頃な時期のはず。今から人の少ない穴場を探し、いざ癒しの旅へ。